

まつエコくらぶ運営規約

（本会の目的）

第1条 まつエコくらぶは、会員が居住する住宅等に設置された太陽光発電設備を用いて電力を自己消費したことにより、二酸化炭素排出量の削減に寄与した「環境価値」を松江市に寄附し、松江市が国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（経済産業省・環境省・農林水産省、平成25年4月17日施行）に定めるJ-クレジット制度認証委員会からJ-クレジットとして認証を受け、地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等に活用し、資源循環型社会の実現を目的とする。

（管理及び運営）

第2条 まつエコくらぶの管理及び運営は、松江市長が行う。

（業務の委託等）

第3条 第1条に規定する目的のために、会員は次の第1号に掲げる業務を行い、松江市長は次の第2号から第5号までに掲げる業務を行うものとする。

- （1）住宅用太陽光発電システムの設置による温室効果ガス排出量の削減
- （2）J-クレジット制度認証委員会への排出削減事業計画（以下「削減事業計画」という。）の申請に係る業務
- （3）国内クレジット制度認証委員会への実績報告及びJ-クレジット制度認証申請に係る業務
- （4）認証されたJ-クレジットの換価に関する業務
- （5）地球環境の保全等に寄与する事業等への活用に係る業務

（業務の報告等）

第4条 会員は、削減事業計画に基づく前条第1号に規定する業務について、松江市長が求めた場合には、当該年度の実績について「まつエコくらぶ実績報告書」（様式第1号）に必要書類を添付して提出するものとする。

2 前項の規定により報告された内容は、審査機関による確認を随時受けるものとする。

3 松江市長は、会員に対して、削減事業計画に基づく前条第2号から第5号までに掲げる業務について、随時報告を行うものとする。

4 前項の規定による報告は、会員が届け出た住所、メールアドレス等に報告書を送付し、又は送信することにより行うものとする。

（入会資格）

第5条 まつエコくらぶの入会資格は、次のとおりとする。

- （1）松江市内に存する住居において削減事業計画に定める基準を満たす住宅用太陽光発電システムを設置していること。
- （2）発電量等が表示できるエネルギー表示器を設置し、発電実績の報告に協力すること。

- (3) 住宅用太陽光発電システム以外の逆潮流する自家発電システムの設置をしていないこと。
- (4) 国が運営委託する排出削減事業等、他の環境価値を認証する制度に加入していないこと。

(入会申込)

第6条 まつエコくらぶに入会しようとする者（以下「申請者」という。）は、「まつエコくらぶ入会申込書」（様式第2号）に松江市が交付する再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金の申請書類等の設備導入を確認できる書類の写しを添えて、松江市長に提出するものとする。

(環境価値の活用)

第7条 環境価値の活用については、次のとおりとする。

- (1) 環境価値は「まつエコくらぶ」に帰属し、グリーン電力証書等、他の環境価値を認証する制度には使用しないこと。
- (2) 国内クレジットの取引によって得た収入は、松江市に寄付し、市内各地域で実施する資源循環型社会の実現に向けた取組に活用するものとする。

(退会)

第8条 会員は、いつでもまつエコくらぶを退会することができる。この場合において、会員は、松江市長に「まつエコくらぶ退会届」（様式第3号）を提出するものとする。

2 まつエコくらぶは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 第5条の入会資格を喪失した場合
- (2) 会員が本会の目的に著しくふさわしくない行動をとった場合

(会費)

第9条 まつエコくらぶの年会費は、無料とする。

(会の存続期間)

第10条 まつエコくらぶの存続期間は、J-クレジット制度の実施期間である令和13年3月31日までとする。ただし、同制度の実施期間が変更される場合は、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第11条 会員から得られた個人情報は、まつエコくらぶの業務遂行のためにのみ利用する。

(事務局)

第12条 まつエコくらぶの事務局を松江市環境エネルギー部環境エネルギー課に置く。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 5 年 10 月 10 日から施行する。

この規約は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

「まつエコくらぶ」実績報告書

まつエコくらぶ運営規約第4条第1項の規定により, 次のとおり実績報告書を提出します。

【会員記入欄】

提出日	令和 年 月 日
会員名	
住所	島根県松江市

	年 月 日 時点	年 月 日 時点
総発電量	① kWh	② kWh
総売電量	③ kWh	④ kWh

※総発電量(①、②)及び総売電量(③、④)が確認できる写真または画像データを印刷したものを添付してください。メールでのデータ送信でも可、下記の枠内や裏面の枠内への貼付でも可。

貼付け欄

貼付け欄

「まつエコくらぶ」入会申込書

私は、松江市が推進する「太陽光発電の導入によるCO2削減事業」（※）の事業趣旨に賛同し、「まつエコくらぶ運営規約」及び以下の事項に同意して、松江市が運営する「まつエコくらぶ」への入会を申し込みます。

（※）「太陽光発電の導入によるCO2削減事業」

松江市が、国の「J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）」を活用して、市民と共同で推進する二酸化炭素排出削減事業のこと。具体的には、市民が住宅等に太陽光発電システムを設置して二酸化炭素排出量を削減し、その削減分（環境価値）を「まつエコくらぶ」がとりまとめてクレジット化するもの。

【同意事項】

- 1. 松江市がまつエコくらぶ事業の実施に際し、松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金の提出書類に記載された個人情報を利用すること。
- 2. 環境価値は「まつエコくらぶ」に帰属し、グリーン電力証書等、他の環境価値を認証する制度には使用しないこと。
- 3. J-クレジットの取引によって得た収入は、松江市に寄附し、市内各地域で実施する資源循環型社会の実現に向けた取組に活用すること。

【入会希望者記入欄】

申 込 日	令和 年 月 日
氏 名	
住 所	〒 島根県松江市
電話番号（携帯電話可）	
F A X	
E メ ー ル	
指令年月日／指令番号	令和 年 月 日／ 指令 第 号
発電量、売電量の履歴が確認できる 電力モニター設置の有無	有 ・ 無

※FAX，Eメールをお持ちの方は、連絡・報告手段として使用するため、必ず記載してください。

「まつエコくらぶ」退会届

まつエコくらぶ運営規約第8条第1項の規定により，次のとおり退会届を提出します。

【退会希望者記入欄】

提出日	令和 年 月 日
会員名	
住所	〒 島根県松江市